

古物商の皆様へ

中古品の石油燃焼機器やライター等の販売が規制されます。

消費生活用製品安全法では、消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多い製品（下の表を参照）については、**P S C マーク**がないと販売し、又は販売の目的で陳列してはならず、同マークのない製品が市中に出回った時は、国は製造事業者等に回収等の措置を命ずることができることと定めています。

P S C マーク～国の定めた技術上の基準に適合していることを示す表示

Product Safety (= 製品安全) Consumer (= 消費者) の略

関係法令改正による規制対象製品の追加

中古品を含む石油燃焼機器（平成21年4月1日に改正法令施行）

平成23年4月1日以降、P S C マークが貼付されていない製品の販売ができなくなります。

中古品を含む特定のライター（たばこ以外のものに点火する器具を含み、燃料の容器と構造上一体となっているものであって当該容器の全部又は一部にプラスチックを用いた家庭用のものに限る。平成22年12月27日に改正法令施行）

平成23年9月27日以降、P S C マークを貼付していない場合には、販売ができなくなります。

P S C マークが添付されていないと販売できない製品

家庭用圧力鍋や圧力釜（高圧力になる炊飯器等）

乗車用ヘルメット（オートバイ・原付用）

登山用ロープ（ザイル）

石油燃焼機器（石油給湯器・石油風呂釜・石油ストーブ・石油ファンヒーター等）

乳幼児用ベッド（ベビーベッド）

携帯用レーザー応用装置（レーザーポインター、レーザー照準器、おもちゃ等）

浴槽用温水循環器（ジェットバス、24時間風呂等）

ライター（使い捨てライター、点火棒等の多目的ライター等）

詳しくは、経済産業省の「消費生活用製品安全法」に関するホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】

群馬県警察本部生活安全部生活安全企画課
（電話027-243-0110）